

ヒアリングにおける質問事項への回答

内閣府

問1 今後訴訟が増加した時に、土地管轄の拡大について、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起できるとしたときに何か不都合はないのか。(塩野座長)

(答)

内閣府本府においては沖縄総合事務局以外に地方支分部局が存在せず、複数の行政訴訟が複数の地方裁判所に同時に提起されたような場合、訴訟対応が困難になり、迅速な訴訟遂行に支障をきたすおそれも考えられる。

問2 男女共同参画会議、男女共同参画推進本部等において個別企業に対して直接行政指導することはあるのか。(塩野座長)

(答)

男女共同参画会議、男女共同参画推進本部においては行政指導をすることはありえないが、男女共同参画局については必ずしも行政指導は行わないと断言できるものではない。

行政指導とは行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を達成するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。(行政手続法第2条第6号)

男女共同参画会議の所掌事務は男女共同参画社会基本法第22条の定めるところ、男女共同参画基本計画に関し閣議を求めることに関する事項の処理、調査審議、内閣総理大臣や関係各大臣に対し各種意見を述べることとされている。よって、男女共同参画会議が個別企業に直接行政指導をするということ自体がその所掌事務の範囲を逸脱する以上、行政手続法第2条第6号、第32条第1項に照らして、同会議が行政指導を行うことはありえない。

一方、男女共同参画推進本部は閣議によって設置された全閣僚を構成員とする組織である。同推進本部は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るための各種決定、申し合わせを行うが、これら同推進本部の行為は行政の外部に対して何ら作為あるいは不作為を求めたりするものではない。よって、組織の性質上、個別の企業に対して直接行政指導を行うことはありえない。

また、男女共同参画局の所掌事務は内閣府設置法第4条1項9号、10号、

及び3項16号、17号のとおりである。つまり男女共同参画社会の形成の促進を図る基本的な政策に関わる事項、それを阻害する要因の解消、及び男女共同参画基本計画の作成・推進である。

但し、行政指導の態様は「指導、勧告、助言、その他の行為」とあり、「その他の行為」にあらゆる行為が含まれる可能性を考慮すると、男女共同参画局も行政機関の一部である以上、行政指導を行うことはありうる。

問3 国民生活センターや全国の消費生活センターにおいて、相談や苦情処理業務の結果、何らかの形で訴訟に発展して、内閣府が被告の立場にたった例はあるか。(成川委員)

(答)

国民生活センターや全国の消費生活センターにおいて、相談や苦情処理業務の結果、何らかの形で訴訟に発展して、内閣府が被告の立場にたった例はない。

問4 NPOの認証の取消等に対する訴えにおいて出訴期間の延長について何か問題はあるか。(塩野座長)

(答)

NPOの認証の取消等に対する訴えにおいては、出訴期間の延長に関し、現在検討されている案の範囲内であれば、特段の問題は生じないものとする。

問5 第三者からのNPOの認証の取消請求はあり得るのか。また、NPO相互の間の争いで、相手方のNPOの認証を取り消すべきだといったときに、そういった訴えも受け止める用意があるのか。(塩野座長)

(答)

特定非営利活動促進法(NPO法)においては、申請が一定の法定要件を満たせば認証するものとされているが、当該法定要件においては、第三者の個別的な権利や利益に影響を与える要件はなく、さらに、認証処分によって、申請者本人を除き、その法的効果として自己の利益が侵害され又は侵害されるおそれのあるといった利害関係者を想定することはできず、第三者は認証取消請求について、原告適格を有しないものと考えられる。このため、第三者からの取消請求がなされる可能性は、NPO相互の間の争いも含めて否定できないが、かかる訴えがあったとしても、かかる訴えは行政事件訴訟にはなじまないものとする。

(別紙)

内閣府設置法(抄)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

九 男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の促進を図るための基本的な政策に関する事項

十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十六 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

男女共同参画社会基本法(抄)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。